

10月臨時会

令和6年第2回臨時会が10月18日に行われた。

まず町長より専決処分
の報告を受け、予算
に関する専決処分の承
認をした。

次に、小中学校教師
用教科書及び指導書の
取得について、本来、
議会の議決を経て取得
すべきところ、議会の
議決を経ずに買入れを
行っていたため、財産
の取得（追認）議案4
件が上程され、すべて
可決した。

●財産（小学校教師用教科書及び指導書）の取得について（追認）（4議案）

問 本町で発覚した時期はいつか。

答 県内市町村で9月に上程された報

総務民生委員会へ付託された議案

●養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

問 人事院勧告に基づく条例改正に伴う影響額は。

答 議員については期末手当の引き上げに伴い、合計34万4千円の増。特別職については期末手当の引き上げに伴い、合計31万8千円の増。一般職については給与改定と期末手当の引き上げに伴い、合計768万9千円の増。

●養老町職員の給与に関する条例の一部改正

問 条例改正に伴い給与改定の対象となる一般職員の男女別人数の内訳は。

12月定例会

道を受け、本町でも再確認をした結果発覚した。9月定例会終了後であったため今回の臨時会で上程したもの。

問 10年まで遡っての追認であるが、それ以前の事案についての考え方は。

答 会計規則等により10年まで遡るのが一区切りと考えており、過去10年分全ての案件について確認した結果今回の4件が該当したため追認議案を上程した。

問 今回の件に関わった職員の処分をどう考えてるか。

答 700万円以上の動産に関する見解の相違があったもので、すでに決算認定や監査も受けている案件であることも鑑み、職員の処分は考えていない。今後このようなことがないよう内部でしっかりと確認していく。

答 令和6年4月1日付けで、男性161名、女性115名、合計で276名。

●養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

問 条例改正に伴い給与改定の対象となる会計年度任用職員の男女別人数の内訳は。

答 令和6年4月1日付けで、男性37名、女性240名、合計で277名。

●養老町斎苑の設置及び管理に関する条例の一部改正

問 今回の斎苑利用料金の改定は、主に、祭壇を撤去することに伴う祭壇利用料金の撤廃による引き下げと理解しているか。

定例会の主な（総括）質疑内容

●養老町斎苑の設置及び管理に関する条例の一部改正

問 条例改正により清華苑利用料がどのように変わるか。

答 現在の使用料と比べ、東館全館利用 9万6030円減、東館東側利用 10万8130円減、東館西側利用 13万9130円減、西館新館利用 7万1930円減となる。

問 祭壇使用料を撤廃するという理解でいいか。

答 老朽化により祭壇を撤去することに伴う利用料の撤廃。骨組みだけ残り花等で飾る形とする。

産業建設委員会へ付託された議案

●養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正

問 条例改正に伴い職員体制はどう変わるのか。

答 水道課には1名の水道技術管理者が在籍し、担当者として上水道、下水道それぞれ1名ずつ配置しているの
で、体制に問題はないと考えている。

問 条例改正により資格要件が緩和されたという理解でいいか。

答 技術者の実務経験について、改正前は水道に関する技術経験のみが要件であったが、改正後は、電気技術等の水道技術以外も加味されるようになり、経験の枠

●養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正

問 本町における水道技術管理者の職員体制は。

答 水道課内に1名を配置しているほか、職員の中でも4名が有資格者であり、庁舎内で助け合いながら職員一丸となって取り組んでいる。技術職を定期的に採用するなどして人材育成を進めていきたい。

問 水道事業における近隣市町との公益化や官民連携・民間委託などの見解は。

答 新たに選任する監査委員の年齢は。満65歳。

予算特別委員会へ付託された議案

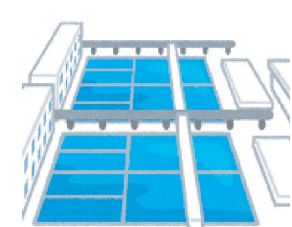
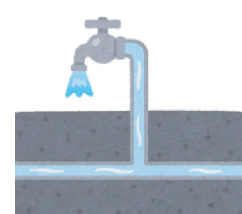
●令和6年度養老町一般会計補正予算（第6号）

問 さすまたの購入数量と配備場所は。また訓練をどのように考えているか。

答 7個購入し、役場内の各階ごとに2個ずつ配備する。今のところ不審者対応訓練を行う予定はないが、使用方法などを職員に周知していきたい。こども園や小中学校へは既に配備している。

問 農業水利施設省エネ推進事業費の詳細は。

答 揚水機の電気料高騰による価格高騰分の7割を助成するもの。6組織の水利組合を対象としている。



処理場のイメージ